

2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社 中 山 製 鋼 所
代表者名 代表取締役社長 内 藤 伸 彦
(コード番号 5408 東証プライム市場)
問合せ先 参与 企画部長
兼 I R 広報室長 森岡 由 喜 夫
(TEL : 06-6555-3027)

**阪和興業株式会社及び株式会社ヨドコウとの資本業務提携契約の締結に伴う第三者割当による
新株式発行及び自己株式の処分並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、阪和興業株式会社（以下「阪和興業」といいます。）及び株式会社ヨドコウ（以下「ヨドコウ」といいます。）との間で、資本業務提携契約を締結し、両社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行並びに自己株式の処分を行うことを決議しました。なお、本第三者割当により、株式会社ヨドコウは新たに当社の主要株主に該当し、また阪和興業株式会社は当社のその他の関係会社に該当する見込みであるため、併せてお知らせいたします。

記

I. 資本業務提携について

1. 本資本業務提携の目的並びに理由

近年の世界的な環境意識の高まりを背景に、CO2 排出量が多い鉄鋼業においては、排出削減に向けた取り組みの推進が喫緊の課題となっております。かかる状況のもと、CO2 排出量が高炉鋼の約 4 分の 1 とされる電気炉鋼については、今後需要の一層の拡大が見込まれております。

当社は、2025 年度を初年度とする長期計画の重点方針の中に、カーボンニュートラル・循環型社会の実現への貢献を掲げております。新電気炉の建設により、こうしたニーズの拡大に対してこれまで以上に盤石の体制で応えけるとともに、電気炉を最大限活用した高付加価値鋼の開発による用途拡大を通じて競争力を強化し、企業価値の向上を図ってまいります。

このように新電気炉の建設は経営戦略上の最重要テーマとして検討を進めてまいりましたが、足元の経済環境は、物価高騰や人手不足等の影響から建設費用が上昇しており、当初想定を上回る投資規模となる可能性が生じております。

こうした状況を踏まえ、当社は、2025 年 5 月 9 日付「中山製鋼所グループの長期ビジョン実現に向けた長期計画の策定と新電気炉投資に関するお知らせ」において、新規電気炉投資に関する計画を公表しております。本資本業務提携及び本第三者割当は、当該計画の実現に向けた資金調達及び事業パートナーとの協業体制を具体化するものです。当社は、2025 年 11 月 26 日に日本製鉄株式会社との間で、新規電気炉建設を目的とする合弁契約を締結し、2026 年 4 月 1 日に合弁会社を設立いたしました。今後、本計画を確実に完成させるためには、投資資金の円滑な調達を進めるとともに、新規電気炉完成後のキャッシュフローの安定を確実なものとするために、より財務体質の維持・強化を意識した対応を取ることが重要であると認識しております。

調達する資金については、全額を新規電気炉の建設費用に充当する予定です。新規電気炉が稼働しました暁

には、これまで約半数を外部からの調達に依存していた鋼片の大部分を自社電気炉材へとシフトさせることが可能になると同時に、電気炉材の普及拡大を通じて脱炭素社会や循環型社会の実現に大きく貢献することができると考えております。

以上の理由から、当社にとって今回の資金調達は、企業価値向上のためには必要不可欠なものであると考えております。

2. 本資本業務提携の内容

(1) 資本提携の内容

当社は、第三者割当による新株式発行として阪和興業に当社普通株式 5,697,000 株を、自己株式の処分としてヨドコウに当社普通株式 7,357,000 株を割り当てます。これにより、当社株式における総議決権数に対する阪和興業の所有議決権数の割合は 20.48% となり、ヨドコウの所有議決権数の割合は 10.95% となって、ヨドコウは新たに当社の主要株主となる見込みです。

(2) 業務提携の内容

本資本業務提携では、それぞれの提携先との間で以下のとおりの取り組みを進めてまいります。

【阪和興業】

阪和興業及び当社は、両社が有する経営資源及び事業基盤を相互に活用して協業し、カーボンニュートラルに対応する多様な商品を市場に投入することで、脱炭素化を志向する顧客の需要への対応、及びGXの推進に取り組んでまいります。以下の項目をはじめとする協業を検討し、両社の事業拡大を図り、ひいては収益性その他の企業価値向上に向けて取り組む予定です。

- ・既存電気炉における鉄鋼原料、鉄鋼製品分野における連携強化
- ・新規電気炉プロジェクトにおける原料調達、販売等の分野での協業
- ・その他機械設備、環境・リサイクル関連事業等における協業

【ヨドコウ】

ヨドコウ及び当社は、両社の技術とリソースを融合し、電気炉新製品の開発と市場拡大に向けて協働してまいります。以下の項目をはじめとする協業を検討し、電気炉材の適用拡大に向けて取り組む予定です。

- ・川上・川下の垂直的分業により両社の強みを生かした付加価値の高い電気炉製品の開発
- ・既存電気炉で生産された電気炉材の適用拡大に向けた協業
- ・新規電気炉で生産された電気炉ホットコイル取引量の拡大・安定供給
- ・カーボンニュートラル実現への推進を通じた協業

3. 資本業務提携契約の相手先の概要

【阪和興業の概要】

(1)	名 称	阪和興業株式会社
(2)	所 在 地	大阪市中央区伏見町四丁目 3 番 9 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中川 洋一
(4)	事 業 内 容	1. 鉄鋼、非鉄・金属原料、食品、石油・化成品、機械、木材など広範な分野において、商品・資源等の売買、仲立、代理、問屋、輸出入、開発、生産、製造、加工修理、保守、管理、検査、賃貸借、リース、レンタル、据付工事請負のほか、物流事業、各種サービスの提供など、多角的な事業を行う。 2. 前項の事業には、下記各号の事業並びに各事業に関するコンサルタント業務及び各事業に附帯関連する一切の業務を含む。
(5)	資 本 金	456.5 億円 (2026 年 3 月末現在)

(6)	設 立 年 月 日	1947 年 4 月 1 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	211,663,200 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	連結 6,079 名（連結）（2026 年 3 月 31 日現在）		
(10)	大株主及び持株比率 （2026 年 3 月 31 日現在）（注 1）	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）		12.39%
		阪和興業取引先持株会		6.25%
		株式会社日本カストディ銀行（信託口）		5.18%
		阪和興業社員持株会		2.94%
		THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）		2.60%
		株式会社三井住友銀行		1.96%
		DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）		1.62%
		日本製鉄株式会社		1.54%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）		1.53%
		BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC （常任代理人 株式会社三菱 UFJ 銀行）		1.48%
(11)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は、阪和興業の普通株式 242 千株を保有しております。阪和興業は、当社の普通株式 8,058 千株を保有しております。（2026 年 3 月 31 日現在）	
		人的関係	記載すべき事項はございません。	
		取引関係	阪和興業とは鋼材及び建材製品全般の販売、鋼片やスクラップ等の仕入を目的とする主要取引先として良好な取引関係を構築しております。	
		関連当事者への該当状況	2026 年 3 月 31 日現在、当社の議決権の 14.89%を保有する主要株主であることから、当社の関連当事者に該当いたします。なお、当社と阪和興業株式会社との間には、製品の販売、原材料等の仕入等の取引関係があります。	
(12)	当該会社の最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態（注 2）			
	決算期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
	連 結 純 資 産	356,765 百万円	389,470 百万円	432,951 百万円
	連 結 総 資 産	1,166,986 百万円	1,165,805 百万円	1,212,662 百万円
	1 株当たり連結純資産	1,727.21 円	1,897.13 円	2,197.63 円
	連 結 売 上 高	2,431,980 百万円	2,554,514 百万円	2,662,669 百万円
	連 結 営 業 利 益	49,722 百万円	61,532 百万円	58,444 百万円
	連 結 経 常 利 益	48,276 百万円	59,746 百万円	52,262 百万円
	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	38,417 百万円	45,482 百万円	38,265 百万円
	1 株当たり連結当期純利益	188.98 円	225.13 円	193.13 円
	1 株 当 たり 配 当 金	185 円	225 円	290 円

(注 1) 「大株主及び持株比率 (2026 年 3 月 31 日現在)」とは、阪和興業が 2026 年 6 月 19 日に関東財務局長

に提出した第 79 期有価証券報告書の「大株主の状況」より引用しております。
(注 2) 数値は阪和興業の第 79 期有価証券報告書より引用しております。

【ヨドコウの概要】

(1)	名 称	株式会社ヨドコウ	
(2)	所 在 地	大阪市中央区南本町四丁目 1 番 1 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 栄一	
(4)	事 業 内 容	1. 下記物品の製造加工ならびに販売。 (1) 冷延鋼板、磨帯鋼、めっき鋼板、着色めっき鋼板、プリント鋼板その他各種鋼板 (2) 鋳鉄ロール、鋳鋼ロールその他各種ロール (3) 住宅用設備機器および家庭器物ならびに建設建築用諸資材 (4) その他鉄鋼製品 2. 建設工事の設計および請負業。 3. 倉庫、梱包および運送事業。 4. 不動産の売買、賃貸およびこれに附随する事業。 5. 施設栽培および緑化事業。 6. 前各号に附帯する一切の事業。	
(5)	資 本 金	232.2 億円 (2026 年 3 月末現在)	
(6)	設 立 年 月 日	1935 年 1 月 30 日	
(7)	発 行 済 株 式 数	156,272,250 株	
(8)	決 算 期	3 月 31 日	
(9)	従 業 員 数	2,377 人 (連結) (2026 年 3 月 31 日現在)	
(10)	大株主及び持株比率 (2026 年 3 月 31 日現在) (注 1)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.45%
		INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED AS TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST (常任代理人立花証券)	3.73%
		株式会社りそな銀行	3.72%
		株式会社みずほ銀行	3.70%
		ヨドコウ取引先持株会	3.69%
		INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP (常任代理人みずほ銀行決済業務部)	3.63%
		株式会社扇商會	3.02%
		STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505001 (常任代理人みずほ銀行決済業務部)	2.59%
		阪和興業株式会社	2.19%
		日本生命保険相互会社	2.15%
(11)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	記載すべき事項はございません。
		人的関係	記載すべき事項はございません。
		取引関係	当社が当該会社に鋼材を販売、当該会社より資材を購入する取引がございます。
		関連当事者への該当状況	当該会社は当社の関連当事者には該当しません。

(12) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態 (注2)				
	決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連 結 純 資 産		213,832 百万円	215,120 百万円	223,675 百万円
連 結 総 資 産		265,863 百万円	264,256 百万円	266,458 百万円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産		1,312.24 円	1,346.74 円	1,414.21 円
連 結 売 上 高		203,957 百万円	208,460 百万円	195,373 百万円
連 結 営 業 利 益		12,017 百万円	13,889 百万円	11,868 百万円
連 結 経 常 利 益		15,202 百万円	21,551 百万円	17,517 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		4,456 百万円	13,499 百万円	17,404 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益		30.86 円	93.41 円	120.49 円
1 株 当 たり 配 当 金		200 円	351 円	91 円

(注1)「大株主及び持株比率(2026年3月31日現在)」とは、ヨドコウが2026年6月22日に関東財務局長に提出した第127期有価証券報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(注2) 数値はヨドコウの第127期有価証券報告書より引用しております。

4. 本資本業務提携の日程

(1) 取締役会決議日	2026年8月7日
(2) 本資本業務提携契約の締結日	2026年8月7日
(3) 第三者割当増資並びに自己株式の処分の払込期日	2026年10月2日から2026年11月30日まで (2026年10月上旬を予定)

5. 今後の見通し

本資本業務提携及びこれに伴う本第三者割当は、資金調達と安定的な製品の供給先を確保する観点から、当社の新電気炉建設計画の確実性を高め、中長期の企業価値向上に大きく貢献するものと見込んでおります。また、本第三者割当の実施により、割当予定先である阪和興業は当社株式の20%以上を保有する予定であり、当社は同社の持分法適用関連会社となる見込みです。また、本第三者割当実施後、阪和興業は当社のその他の関係会社に該当し、東京証券取引所の規則上の支配株主等に該当する見込みです。なお、阪和興業は当社の親会社又は支配株主には該当しない見込みです。

なお、当期の業績に与える影響につきましては、今後精査を実施した上で開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示してまいります。

II. 第三者割当による新株式発行並びに自己株式の処分

1. 募集の概要

(1) 払込期日	2026年10月2日から2026年11月30日まで
(2) 発行新株式数及び 処分自己株式数 (募集株式の数)	下記①及び②の合計による普通株式 13,054,000 株 ① 発行新株式数 普通株式 5,697,000 株 ② 処分自己株式数 普通株式 7,357,000 株
(3) 発行価額及び処分価額	1株につき666円
(4) 調達資金の額	8,693,964,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によって以下の通り割当てます。 阪和興業株式会社 5,697,000 株 株式会社ヨドコウ 7,357,000 株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生していることが条件となります。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

上記「I. 資本業務提携について」の「1. 本資本業務提携の目的並びに理由」に記載のとおりです。

(2) 資金調達の方法として本第三者割当を選択した理由

当社は新電気炉建設投資に必要な資金を確保するため、資金調達方法を慎重に検討してまいりました。2026年5月12日に公表しました「2025年度決算説明会資料06 長期計画の進捗(4)」のキャピタル・アロケーションの通り、キャッシュインとしては営業キャッシュフロー及び日本製鉄による出資に加え銀行借入と資産売却等を予定しておりましたが、中長期的に当社の財務体質を維持するためには、資本性調達が必要との判断に至りました。当社財務状況を踏まえ本第三者割当による資金調達が適切であること、割当予定先との関係強化を進めることが可能であること、また、本第三者割当による資金をより有効に活用できることに加え、金庫株として保有している自己株式を有効活用するという観点から、公募増資や株主割当の手法ではなく、本第三者割当による自己株式の処分と新株式発行による第三者割当増資の組み合わせが最適であると判断いたしました。なお、本第三者割当による議決権ベースの希薄化率は25%未満となりますが、本第三者割当を通じた阪和興業及びヨドコウとの業務提携により各種事業展開を図ることは、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	8,693,964,000 円
② 発行諸費用の概算額	22,600,000 円
③ 差引手取概算額	8,671,364,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用等の合計額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
新電気炉建設にかかる設備投資資金に全額充当する予定です。	8,671,364,000 円	2026年10月～2030年7月

4. キャピタル・アロケーションのイメージ (2026年度～2029年度)

調達方法		資金使途及び所要額	
営業C/F	430億円程度(※ ¹)	新電気炉建設投資 (投資は設備保有会社である NN製鋼合同会社にて実施)	950億円程度(※ ²) (最大1,055億円)
現預金(2026年3月末時点)	232億円		
日本製鉄による NN製鋼合同会社への出資分	246億円(※ ²) (最大273億円)		
銀行借入	約447億円 (最大約498億円)		
資産売却(税引後手取資金)	43億円(※ ³)	維持更新・その他成長投資	300億円程度(※ ¹)
第三者割当による新株式発行及び自己株処分	87億円	株主還元	80億円程度(※ ¹)
合計	1,485億円 (最大1,563億円)	合計	1,330億円 (最大1,435億円)

※¹ 2025年5月9日公表から1年経過後の金額を記載

※³ 2025年2月27日および2025年3月31日に公表

※² 2025年5月9日および2025年11月26日に公表

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当による新株式発行並びに自己株式の処分による調達資金は、「II. 第三者割当による新株式発行並びに自己株式の処分」の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載のとおり、新電気炉建設にかかる設備投資資金に全額充当する予定です。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行及び自己株式処分における発行価格（処分価格）は、いずれも本第三者割当に係る取締役会決議日（2026年8月7日、以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値と同額である666円といたしました。本取締役会決議日の直前営業日における終値を採用したのは、直近株価が現時点での当社の企業価値をより適切に表していると考えており、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断し、割当予定先と協議の上決定いたしました。なお、当該発行価額及び処分価額666円につきましては、同直前営業日から1か月遡った期間（2026年7月7日から2026年8月6日まで）の終値の平均値639円（円未満切捨て。終値平均値の計算において以下同様です。）に対して4.23%のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入。以下同様です。）、同直前営業日から3か月遡った期間（2026年5月7日から2026年8月6日まで）の終値の平均値631円に対して5.55%のプレミアム、同直前営業日から6か月遡った期間（2026年2月7日から2026年8月6日まで）の終値の平均値626円に対して6.39%のプレミアムとなります。なお、当該終値が、同直前営業日までの直近1か月間、3か月間及び6か月間の各終値平均値のうち最も高い値の90%を下回ることとなる場合には、一般株主の利益に配慮する観点から、当該最も高い値の90%に相当する額（円未満切上げ）を発行価額及び処分価額の下限として設定することとしておりましたが、上記の終値は当該下限額を上回っています。

上記のとおり、発行価額及び処分価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場株価を基準としています。また、当該価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当に係る株式数は、阪和興業に対する発行新株式数5,697,000株とヨドコウに対する処分株式数7,357,000株の合計13,054,000株であり、2026年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数63,079,256株に対して20.69%（2026年3月31日現在の当社総議決権数541,198個に対する議決権ベースの希薄化率24.12%。いずれも小数点以下第三位を四捨五入。）に相当し、本第三者割当により一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の各資本業務提携に基づき実施されるものであり、各資本業務提携は、当社の電気炉によって製造される高付加価値の環境配慮型製品の拡販を通じて、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的とするものであります。また、本第三者割当により調達する資金は、その全額を新規電気炉の建設に係る費用に充当する予定であり、上記「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社の企業価値向上に資するものと考えております。加えて、本自己株式処分は、当社が保有する自己株式を活用するものであり、発行済株式総数の増加を伴うものではありません。

したがって、本第三者割当は、当社の将来的な利益拡大に貢献することで中長期的な企業価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも資すると考えられることから、発行数量及び処分数量並びにこれらによる株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当に係る議決権ベースの希薄化率は25%未満（24.12%）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める手続が義務付けられる場合には該当しませんが、下記「10. 企業

行動規範上の手続に関する事項」に記載のとおり、当社は、独立社外取締役3名によって構成される特別委員会から、本第三者割当についてその必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手しており、株式の希薄化の規模の合理性についても同意見書において確認されております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

【阪和興業】

阪和興業の概要については、「Ⅰ. 資本業務提携について」の「3. 資本業務提携契約の相手先の概要」をご参照ください。

また、阪和興業は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日 2026 年 6 月 29 日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所ホームページにて確認することにより、当社は、阪和興業並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係が無いと判断しております。

【ヨドコウ】

ヨドコウの概要については、「Ⅰ. 資本業務提携について」の「3. 資本業務提携契約の相手先の概要」をご参照ください。

ヨドコウは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日 2026 年 6 月 24 日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所ホームページにて確認することにより、当社は、ヨドコウ並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係が無いと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

【阪和興業】

阪和興業は当社の筆頭株主であり、これまでも当社との間で様々な取引関係を構築してまいりました。前述の通り、建設予定の新規電気炉に関しては、建設費高騰を背景に所要資金が増加しておりますが、当社は新規電気炉建設計画の策定段階から、資金調達の方法について第三者割当を含む様々な選択肢を検討してまいりました。

第三者割当の割当先を検討する状況においては、当社にとって単なる資金調達先という関係のみならず、新規電気炉建設後も協業関係を維持・構築できるようなパートナーを探索しておりました。一方で、阪和興業に関しては、「阪和興業中期経営計画 2028」において、サステナビリティ戦略の中で環境配慮型商材ビジネスの強化を掲げており、当社が建設予定の新規電気炉によって製造された電気炉材を活用することで、より環境に配慮した材料調達を実現したいとの意向がございました。そのような状況において、当社は、筆頭株主でもある阪和興業と協議を重ねてまいりましたが、両社の関係を一層強化していくことが最善であると判断いたしました。

当社は、本日付で、阪和興業との間で資本業務提携契約を締結いたしました。なお、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生後、当社は阪和興業との間で本第三者割当による新株式の発行に係る総数引受契約を締結する予定です。また、当社は、本第三者割当による新株式の発行を通じて重要なパートナーである阪和興業に本株式を割り当て、関係をより強固なものにすることが、当社の企業価値及び株主価値を向上させるための最適な方策であると判断いたしました。

【ヨドコウ】

ヨドコウ及び当社は、これまで当社の既設電気炉で生産された電気炉材の取引を通じて、安定した取引関係を維持してまいりました。当社が電気炉材の普及拡大を通じた脱炭素社会や循環型社会の実現を目指す中で、ヨドコウは、「ヨドコウグループ中期経営計画 2028」において、外部パートナーと

のアライアンス深化による取引拡大や、環境配慮型商品の拡充・拡販といった基本戦略を掲げております。当社は、新規電気炉建設後も CO2 発生量の少ない電気炉材の適用拡大に取り組むためには、当社単独ではなく、外部のパートナー企業とのアライアンス体制を構築することが重要であり、特に当社とは異なる強みを持ったパートナー企業との協業を通じたシナジー創出がより効果的であると考えております。そのような状況下において、当社は、2025 年 12 月 12 日付「株式会社ヨドコウとの業務提携に向けた基本合意書締結に関するお知らせ」において公表しました基本合意に基づき協業に関する議論を重ねていたヨドコウとの協業関係をより一層強化していくことが、当社の目的を実現させる上で最適であると判断いたしました。このようなことから、当社は、本日付において、ヨドコウとの間で資本業務提携契約を締結しております。また、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生後、当社はヨドコウとの間で本第三者割当による自己株式の処分に係る総数引受契約を締結する予定です。ヨドコウと当社は、脱炭素ニーズの高まりによる電気炉材の拡販機会を最大限活かすために、両社の強みを発揮して新製品の開発等に取り組んでいく予定です。当社は、本第三者割当による自己株式の処分を通じて重要なパートナーであるヨドコウに本株式を割り当て、関係性をより強固なものにすることが、当社の企業価値及び株主価値を向上させる最善の方策であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

【阪和興業】

当社は、阪和興業から、本第三者割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、当社と阪和興業との資本業務提携契約書において、阪和興業は、本第三者割当の払込期日から 7 年を経過する日までの間、原則として当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本第三者割当により取得する当社株式の譲渡等をしてはならないことに合意しております。また、阪和興業は、払込期日から 10 年間又は資本業務提携が存続する期間及びその終了後 1 年間のいずれか長い期間、当社の事前の書面による同意なく、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の 21%を超えて当社株式等を取得してはならないこと、並びに、当社の株式等を保有する間及びその後 1 年間、当社の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会における議案提案、委任状勧誘、他の株主との共同議決権行使の合意、役員派遣要求その他当社の経営に影響を及ぼす行為を行わないことに合意しております。ただし、当社の EBITDA が連続する 3 事業年度にわたりマイナスとなる一定の場合、又は当社若しくは当社の役員による重大なコンプライアンス違反が客観的に判明し、当社の取締役会による監督機能若しくは内部統制システムに重大な支障が生じ、かつ当社が合理的な期間内に適切な是正措置を講じていない場合はこの限りでないものとされており、これらの場合に阪和興業がかかる行為を行おうとするときは、事前に、当社に対し、役員派遣の可否を含む当社のガバナンス体制の是正及び見直しについて協議を申し入れるものとされています。なお、これらの場合においても、当社の役員の選任には当社株主総会の決議を要します。さらに、当社は、阪和興業より、本第三者割当の払込期日から 2 年間において、割当てを受けた株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

【ヨドコウ】

当社は、ヨドコウから、本第三者割当により取得する当社株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。また、当社とヨドコウとの資本業務提携契約書において、ヨドコウは、本第三者割当の払込期日から 7 年を経過する日までの間、原則として当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本第三者割当により取得する当社株式の譲渡等をしてはならないことに合意しております。また、ヨドコウは、資本業務提携契約の有効期間中及びその終了後 1 年間、当社の事前の書面による同意なく、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の 12%を超えて当社株式等を取得又は

保有してはならないこと、並びに、同期間において、当社の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会における議案提案、委任状勧誘、他の株主との共同議決権行使の合意、役員派遣要求その他当社の経営に影響を及ぼす行為を行わないことに合意しております。さらに、当社は、ヨドコウより、本第三者割当の払込期日から2年間に於いて、割当てを受けた株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

【阪和興業】

当社は、阪和興業が2026年6月19日に提出した第79期有価証券報告書（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）に記載された連結貸借対照表における現金及び預金の額（85,672,000,000円）により、阪和興業が本第三者割当に係る払込み（3,794,202,000円）に要する十分な現預金を有していることを確認しております。

【ヨドコウ】

当社は、ヨドコウが2026年6月22日に提出した第127期有価証券報告書（自 2025年4月1日至 2026年3月31日）に記載された連結貸借対照表における現金及び預金の額（62,059,000,000円）により、ヨドコウが本第三者割当に係る払込み（4,899,762,000円）に要する十分な現預金を有していることを確認しております。

8. 本第三者割当の前提条件

本第三者割当による払込みは、阪和興業による本新株式の取得について、独占禁止法に基づく公正取引委員会への届出に係る待機期間が満了し、排除措置命令等が行われないことその他各資本業務提携契約及び総数引受契約（有価証券届出書の効力発生後に締結する予定のものをいいます。）に定める前提条件が充足されることを条件としております。これらの条件が充足されない場合、本新株式発行及び本自己株式処分はいずれも実施いたしません。

9. 第三者割当後の大株主及び持株比率

第三者割当前(2026年3月31日現在)		第三者割当後	
阪和興業株式会社	14.89%	阪和興業株式会社	20.48%
エア・ウォーター株式会社	8.74%	株式会社ヨドコウ	10.95%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)	7.09%	エア・ウォーター株式会社	7.04%
大阪瓦斯株式会社	3.55%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)	5.71%
丸一鋼管株式会社	2.40%	大阪瓦斯株式会社	2.86%
尼崎製罐株式会社	2.35%	丸一鋼管株式会社	1.94%
BNYSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.95%	尼崎製罐株式会社	1.90%
中山持株共栄会	1.59%	BNYSANV RE BNYMIL RE WS ZENNOR JAPAN EQUITY INCOME FUND(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.58%
日鉄物産株式会社	1.51%	中山持株共栄会	1.28%
DIMENSIONAL ETF TRUST-DIMENSIONAL	1.11%	日鉄物産株式会社	1.21%

INTERNATIONAL SMALL CAP VALUE ETF (常任代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	
---	--

持株比率は、総議決権数に対する所有議決権数の割合を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。第三者割当前の持株比率は、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。第三者割当後の持株比率は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2026年3月31日現在の総議決権数(541,198個)に、本第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に係る議決権の数(130,540個)を加算した数で除した数値であり、募集株式の全部について割当予定先による払込みがあったものとして計算しております。

今後の見通し

本資本業務提携が2027年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であるものの、中長期的には業績の拡大に寄与するものと考えております。なお、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当は、その希薄化率が25%未満であること、及び支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認の手続を要するものではありません。もっとも、本第三者割当による希薄化率が25%に近接する水準となること、及び当社の総株主の議決権の14.89%を保有する主要株主かつ筆頭株主である阪和興業が割当予定先に含まれることを踏まえ、当社は、一般株主の利益に配慮する観点から、同条の趣旨に準じた自主的な取組みとして、当社経営者から一定程度独立した者である、当社の独立社外取締役(株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役)である村上早百合、角田昌也及び津田和義の3名によって構成される特別委員会を設置し、2026年8月5日、同委員会から、本第三者割当の必要性及び相当性が認められる旨の意見書を入手しております。当該特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。なお、本意見書は、その提出日現在、発行価額及び処分価額並びに払込金額及び処分価額の総額が確定していないことから、発行価額等の決定方法並びに発行数量及び処分数量に関する方針(阪和興業の議決権比率が20%以上となり、かつ、議決権ベースの希薄化率が合計25%未満となること)を前提として作成されています。

(特別委員会の意見の概要)

1. 結論

本第三者割当については、その必要性及び相当性が認められ、発行・処分条件(払込金額及び処分価額の決定方法を含む。)は割当予定先に特に有利なものではなく、その決定手続も適正であって、既存株主(少数株主を含む。)の利益を不当に害するものではないと判断する。

2. 理由

(1) 資金調達の必要性

当社は、2025年度を初年度とする長期計画において新規電気炉の建設を経営戦略上の最重要テーマと位置付けているところ、物価高騰等により投資規模(予算約950億円)が最大1,055億円まで増加する可能性が生じている。投資資金は自己資金、日本製鉄株式会社による出資、金融機関からの借入れ等により賄う予定であるが、投資総額に対する借入れの割合が半分近くに及ぶことから、収益変動の大きい鉄鋼業において財務体質を維持し将来の返済負担を軽減するためには、資本性資金による調達を組み合わせる必要があるとの当社の判断には合理性が認められる。また、本第三者割当は割当予定先両社との

資本業務提携と一体として実施されるものであり、販路・調達・製品開発の各面におけるアライアンス体制の構築は、新規電気炉投資の事業性を確保する観点から合理的な経営判断であると認められる。よって、本第三者割当には必要性が認められる。

(2) 他の資金調達手段との比較における相当性

借入れ及び保有資産の売却等を最大限活用した上でなお必要となる資本金の調達手法として、公募増資は引受審査等に伴う実務負担及び発行コストが大きくディスカウント発行により調達額の減少が見込まれること、株主割当増資は株主による引受けの確実性を欠き所要額の調達を確保できないおそれがあることが認められる一方、第三者割当は事業上のシナジーが見込まれるパートナーとの資本関係の構築と資金調達を同時に実現でき、比較的短期間で確実に資金を調達できる利点が認められる。加えて、本自己株式処分は自己株式を有効活用するものであり、発行済株式総数の増加を伴わない点で既存株主への影響にも配慮した手法である。よって、本件における手法選択には相当性が認められる。

(3) 本第三者割当の条件の相当性

払込金額及び処分価額は同一の価額とし、取締役会決議日の直前営業日の終値を採用してディスカウントを行わない（ただし、当該終値が直前1か月間、3か月間及び6か月間の各終値平均値の最高値の90%を下回る場合には、当該90%に相当する価額を下限とする）こととされており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿うものである。当委員会は、当社から提供された株価推移に関する資料により、直近の市場株価に異常な変動が認められず、市場株価が当社の企業価値を反映する客観的な指標として機能していることを確認した。かかる決定方法に従って発行価額及び処分価額が決定される限り、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、処分価額が払込金額と同一とされることで両者間の価格の均衡も確保されている。また、議決権ベースの希薄化率は、処分株式数の調整により合計で25%未満に抑制されることとされており、調達資金の全額が当社の中長期的な企業価値向上に直結する新規電気炉建設に充当されること、資本業務提携を通じた事業シナジーが既存株主の利益にも資すると見込まれることに照らせば、希薄化の規模は本第三者割当の目的に照らして合理的な範囲内にある。さらに、本第三者割当の条件は独立当事者間の交渉を経て決定されるものであり、関連当事者との取引の管理体制の下で検討が行われ、東京証券取引所への事前相談、法定開示等を通じた情報開示も予定されているなど、手続の適正性及び少数株主への配慮も認められる。

(4) 割当予定先の適切性及び妥当性

阪和興業は、当社の筆頭株主として取引関係を構築してきた鉄鋼商社であり、その中期経営計画において環境配慮型商材ビジネスの強化を掲げ、当社の新規電気炉により製造される電気炉材を活用した材料調達を実現する意向を有しており、当社の販路拡大と同社の調達戦略は相互補完的な関係にある。ヨドコウは、当社の既設電気炉で生産された電気炉材の取引を通じて安定した取引関係を有し、その中期経営計画においてアライアンス深化による取引拡大及び環境配慮型商品の拡充・拡販を掲げており、新規電気炉により生産されるホットコイルの取引量の拡大・安定供給を通じた投資回収の確実性向上が見込まれる。両社はいずれも東京証券取引所プライム市場の上場会社であり、払込みに要する財産の存在も公表資料により確認されている。よって、割当予定先の選定は適切かつ妥当である。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
連結売上高	184,445百万円	169,329百万円	148,306百万円
連結営業利益	12,327百万円	8,436百万円	4,911百万円
連結経常利益	12,244百万円	8,119百万円	4,806百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,904百万円	5,695百万円	2,462百万円
1株当たり連結当期純利益	164.43円	105.14円	45.44円

1 株 当 たり 配 当 金	50 円	40 円	14 円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	1,930.54 円	1,971.57 円	2,013.26 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026 年 3 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	63,079,256 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	0 株	0.0%
下限値の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）に お け る 潜 在 株 式 数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近 3 年間の状況

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
始 値	1,000 円	950 円	750 円
高 値	1,007 円	986 円	752 円
安 値	755 円	701 円	551 円
終 値	950 円	740 円	613 円

②最近 6 か月間の状況

	2026 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	627 円	625 円	598 円	650 円	606 円	647 円
高 値	660 円	650 円	680 円	650 円	663 円	669 円
安 値	595 円	591 円	590 円	594 円	602 円	637 円
終 値	613 円	592 円	650 円	601 円	657 円	666 円

(注) 2026 年 8 月の株価については、2026 年 8 月 6 日までの株価に基づき記載しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2026 年 8 月 6 日
始 値	654 円
高 値	669 円
安 値	654 円
終 値	666 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

12. 発行要項

【阪和興業】発行要項

(1) 株式の種類及び数	当社普通株式 5,697,000 株
(2) 払込金額	1 株につき 666 円
(3) 払込金額の総額	3,794,202,000 円

(4) 増加する資本金の額	1,897,101,000 円
(5) 増加する資本準備金の額	1,897,101,000 円
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(7) 申込期日	2026 年 8 月 24 日から 2026 年 11 月 30 日まで
(8) 払込期日	2026 年 10 月 2 日から 2026 年 11 月 30 日までの間のいずれかの日 (2026 年 10 月上旬を予定)
(9) 割当予定先	阪和興業株式会社
(10) その他	本第三者割当は、本第三者割当の前提条件が全て満たされていることを条件とする。

【ヨドコウ】処分要項

(1) 株式の種類及び数	当社普通株式 7,357,000 株
(2) 処分価額	1 株につき 666 円
(3) 処分価額の総額	4,899,762,000 円
(4) 増加する資本金の額	自己株式の処分であるため、資本金は増加しません。
(5) 増加する資本準備金の額	自己株式の処分であるため、資本準備金は増加しません。
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(7) 申込期日	2026 年 8 月 24 日から 2026 年 11 月 30 日まで
(8) 処分期日	2026 年 10 月 2 日から 2026 年 11 月 30 日までの間のいずれかの日 (2026 年 10 月上旬を予定)
(9) 割当予定先	株式会社ヨドコウ
(10) その他	本第三者割当は、本第三者割当の前提条件が全て満たされていることを条件とする。

III. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当による自己株式の処分により、割当予定先であるヨドコウは、新たに当社の主要株主に該当する見込みです。

2. 異動する株主の概要

ヨドコウの概要は、上記「I. 資本業務提携について」の「3. 資本業務提携契約の相手先の概要」をご参照ください。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	—	—	—
異動後	73,570 個 (7,357,000 株)	10.95%	第 2 位

(注) 1. 議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数 8,863,805 株

2. 発行済株式総数 (2026 年 3 月 31 日現在) 63,079,256 株

3. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2026 年 3 月 31 日現在の総議決権数 541,198 個に本第三者割当による新株式発行並びに自己株式の処分に伴い増加する議決権数 (130,540 個) を加えた議決権数を基準として計算します。

4. 異動予定年月日

主要株主の異動については、本第三者割当による払込期日 (2026 年 10 月上旬予定) に異動が生じる予

定です。なお、当該払込みは「II. 第三者割当による新株式発行並びに自己株式の処分」の「8. 本第三者割当の前提条件」に記載の前提条件の充足を前提としています。

IV. その他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

本第三者割当による新株式発行により、割当予定先である阪和興業は、当社総議決権数の20%以上(20.48%)を保有する見込みであり、当社は同社の持分法適用関連会社となる見込みです。これにより、阪和興業は新たに当社のその他の関係会社に該当する見込みです。

2. 異動する会社の概要

阪和興業の概要は、上記「I. 資本業務提携について」の「3. 資本業務提携契約の相手先の概要」をご参照ください。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数に 対する割合	大株主順位
異動前	80,585 個 (8,058,590 株)	14.89%	第1位
異動後	137,555 個 (13,755,590 株)	20.48%	第1位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、2026年3月31日現在の総議決権数541,198個を基準として計算しております。

2. 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2026年3月31日現在の総議決権数541,198個に、本第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分に伴い増加する議決権数(130,540個)を加えた議決権数を基準として計算します。

3. 各割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

4. 異動予定年月日

本第三者割当による払込期日(2026年10月上旬予定)に異動が生じる予定です。なお、当該払込みは、上記「II. 第三者割当による新株式発行並びに自己株式の処分」の「8. 本第三者割当の前提条件」に記載の前提条件の充足を前提としています。

5. 今後の見通し

本件による当期業績への影響は軽微であると見込んでおります。なお、阪和興業は当社のその他の関係会社に該当し、東京証券取引所の規則上の支配株主等に該当する見込みですが、当社の親会社又は支配株主には該当しない見込みです。

以 上